

# 令和4年度第3回 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会 財政・管財分科会会議録

と き 令和4年8月19日(金) 午後2時

ところ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議場

## 1 開 会

## 2 分科会長あいさつ

## 3 協議事項

- (1) 令和5年度新組合一般会計に係る分担金の計算方法について
- (2) 塵芥組合旧清掃工場費分担金について
- (3) 職員給与費（消防職員）に係る分担金への影響額について
- (4) 令和4年度対応事項に係る予算について
- (5) その他

## 4 閉 会

出席者

龍ヶ崎市財政課	木村	敦	課長補佐
取手市財政課	海老原	輝夫	課長
牛久市財政課	糸賀	修	課長
稲敷市企画財政課	宮本	和博	課長補佐
美浦村企画財政課	大竹	裕幸	課長
阿見町財政課	坂入	紀章	課長
河内町企画財政課	北澤	雅志	課長
利根町財政課	蜂谷	忠義	課長

龍ヶ崎地方衛生組合

荒井	久仁夫	事務局長
木村	浩晶	総務課副参事兼課長補佐
浅野	大樹	総務課主査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁谷	明宏	事務局長
斉田	典祥	事務局次長兼管理課長
根本	成壽	管理課副参事兼課長補佐
坪井	智彦	管理課主査兼管理係長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小杉	茂	事務局長
川崎	幸生	事務局次長
松本	毅	参事兼施設課長

午後 1 時 5 5 分

○川崎事務局次長 改めまして皆さんこんにちは。

定刻前ではありますが、皆さんお揃いですので、令和 4 年度第 3 回稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合  
統合・複合化協議会財政・管財分科会を始めさせていただきます。

本日は 9 月定例議会前のお忙しいところご出席をいただきありがとうございます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

8 月 1 6 日に事前にお送りした資料を、各自印刷のうえご持参いただいているかと思います。

まず、本日の会議次第。

次に、出席者名簿。

次に、資料 1 から資料 4 として、エクセルデータでお送りしたもので、シート名に資料 1 か  
ら資料 4 と記載のあるものです。

次に、資料 5 「塵芥組合旧清掃工場費分担金について」

次に、資料 6 「職員給与費（消防職員）に係る分担金の影響額について」

次に、資料 7 「令和 4 年度対応事項に係る予算について」

以上でございます。不足の資料はございますか。

では、次第に従い進めてまいります。最初に分科会長あいさつ。塵芥組合の小杉事務局長、  
お願いいたします。

○小杉分科会長 分科会長を務めております小杉です。よろしくをお願いいたします。

本日は、第 3 回財政・管財分科会に各自治体からお集りいただき、お忙しい中ありがとうございます。限られた時間ですので、スピード感をもって進めてまいりたいと思います。よろしく  
お願いいたします。

○川崎事務局次長 ありがとうございます。では、財政・管財分科会規程第 7 条第 2 項の規定により、  
会議の議長は小杉分科会長にお願いいたします。

○小杉分科会長 それでは次第に沿って進めさせていただきます。

協議事項「(1) 令和 5 年度新組合一般会計に係る分担金の計算方法について」を説明願います。

○川崎事務局次長 塵芥処理組合の川崎と申します。着座で説明いたします。失礼いたします。

資料は 1 から 4 をご用意ください。資料の文字サイズが小さく、恐縮でございます。

新組合設置後の一般会計に係る分担金の計算方法の試算結果についてご説明いたします。

現在の 3 組合での共通の経費、例えば、議員報酬などの議会費や、正副管理者報酬、監査委員  
や公平委員会に要する経費などの総務費につきましては、新組合設置後には一般会計に計上  
することとしております。

一方、例えば稲広組合の消防事業は消防事業特別会計、塵芥組合のごみ処理事業は、ごみ処  
理事業特別会計といったように、特別会計として予算計上することとしております。

また、現在、総務費に計上している予算であっても、その内容によっては、新組合設置後も

総務費で計上すべきものと、そうではなく、特別会計に計上すべきものを仕分けする作業もこれまで行ってまいりました。

新組合設置後の予算が、どのようなフレームになるのかを試算したのが、資料1、A3縦長4枚綴りの「3組合節(財源入)」でございます。なお、金額については令和4年度ベースです。

まず、人件費についてですが、現在の予算編成においては、稲広組合は、事務局職員を一般会計の総務費、消防職員を一般会計の消防費に分けて計上しております。これとは別に水防事業特別会計にも人件費を計上しております。

一方、衛生組合と塵芥組合は、全職員分を総務費で計上しております。

本来、人件費は、事業ごとに予算計上するものですので、新組合設置後の分担金の試算にあたっては、衛生組合及び塵芥組合の人件費を、現状の総務部門と施設の管理部門の職員配置に基づき、総務費と衛生費に分けております。

また、現在の総務費に計上している予算のうち、施設管理に係る委託料や、地元地域への交付金など、特別会計に計上すべきものを仕分けたほか、光熱水費や事務機器、車両など、一般会計と特別会計のどちらで計上するか不透明なものや、一部按分する必要があるものにつきましては、基本的に特別会計で計上しております。

なお、稲広組合の共同研修事業や塵芥組合の旧清掃工場費などは、構成市町村が異なることから、特別会計として独立させる想定で試算しております。

資料の1の右側のほう、小さい文字サイズになっていますが、令和4年度ベースでの財源を記載し、その差し引き分を市町村からの分担金でまかなうような表示にしております。右上の表の青色の数字が市町村の分担金となります。

便宜上、総務費は当初予算書の特定財源のみを計上し、繰越金などの一般財源は特別会計で集計しています。

次にA3横長の資料の2、「一般会計節」をご覧ください。

これは、資料の1、「3組合節(財源入)」で「一般会計」に仕分けした経費を、3組合横並びにして、重複する経費や組合によって計上している科目が異なるものを整理しようとするものです。

真ん中の縦3列は、資料1の「3組合節(財源入)」で一般会計に仕分けした予算額です。先ほど申し上げましたとおり、人件費その他特別会計で計上したものは除いております。

資料左側の列、見出しが「一般会計3組合合計」とある列は、真ん中の縦3列を合計したものです。

資料右側の列は、前回の分科会で提供させていただきました合併による削減効果や、重複する経費の控除を反映させたもので、表の下に記載した、「1億8,221万7千円」とありますが、新組合での一般会計の額として試算したもので、削減効果は、1,252万円と見込んでおります。

なお、今回は印刷されていないと思いますが、お送りしたエクセルのデータの中に「議会費・総務費比較」というシートがございますので、算出過程を確認したい方は、そちらのシートで

ご確認をお願いいたします。

次に、A3横長の資料3、「負担金」をご覧ください。

一番上「①R4現行予算」は、令和4年度の各事業に対する市町村ごと分担金を記載しております。次に真ん中、「②R4一般・特会仕分け後」は、先ほどの資料1「3組合節（財源入）」で算出した、事業ごとの分担金、右上の青色の数字で記載していますが、事業ごとの分担金を令和4年度の負担割合により按分したものです。

仕分けの過程で、稲広の総務費で計上していた一部の経費を消防事業特会へ移動させたため、取手市以外の市町村の負担金額が若干変更されています。

さらにその下の「③合併想定試算」は、特別会計は②のとおりとし、一般会計の額として試算した1億8,221万7千円とそれに対する特定財源284万2千円を差し引き、これをもとにどのような負担割合で各市町村にお願いしていくかまでを記載したものです。従いまして、各市町村のセルには金額が入力されておりません。

また、欄外には、シミュレーションに使用するため、令和4年度の事務費分担金割合や、②で試算した一般会計の負担金割合、③での特別会計負担金での按分割合などを記載してあります。

これをもとに、合併後の一般会計分担金の算出に当たっては、令和4年度当初予算ベースで、全ての構成市町村の負担金総合計額が現行予算額を下回らなければならないという条件で、シミュレーションしてみました。

その結果、②で試算した一般会計の負担金割合、令和4年度の各組合における一般会計負担金割合に基づいて算出しない限り、先の条件を満たすことは困難との結論に至りました。

なお、阿見町におかれましても、先日、均等割、人口割の割合変更等に基づき、試算をしていただきましたが、結果は同様であったとのこと。ここで改めてお礼申し上げます。

その結果、最も合理的と考えられる負担金算出方法について、ご提案させていただきます。最後のA3横長、資料の4、「シミュレーション2」をご覧ください。

この方法は、各組合の事務費分担金割合をこれまでどおり算出したうえで、令和4年度における一般会計における経費割合を乗じて、当該年度の分担金を算出しようとするものです。

一番下の右側の表、青い文字は、真ん中「②R4一般・特会仕分け後」の3組合の一般会計に計上する予算に対する、令和4年度での分担金が記載されています。

組合ごとの割合、稲広35.82%、衛生28.42%、塵芥35.76%を、資料右側の組合ごとの市町村別分担金割合を乗じて分担金を計算しようとするものです。

この結果、資料下の「③合併想定試算」の右寄り「総合計」欄の右の赤文字にあるように、8市町村とも現在の分担金より、少ない分担金になると試算しております。

この方法を用いることで、これまで算出に用いられてきた、各市町村の人口や投入実績、搬入実績などの変動要素が各年度の分担金に反映されるため、完全な固定値を使用するより合理的であると考えております。

また、会計ごとに合理的な按分方法を決定しておくことで、今後、旧組合間での人事異動などがあつた場合においても、各会計に適正な経費を計上することで、納得性の高い分担金の算出が可能であるものと考えております。

しかしながら、共通経費である一般会計の分担金に、投入実績や搬入実績などが反映されてよいのかといった疑義や、令和4年度を基準としておりますので、この令和4年度を基準とする経費割合をいつまで用いるのかといった課題は残ります。

新組合一般会計分担金の算出方法にかかる提案についてご協議いただきたいと思いますが、このほかにも各市町村のほうで、より適正な分担金割合の算出方法のアイデアなどございましたら、ご提案いただけると助かります。

説明は以上です。

○小杉分科会長 説明ありがとうございました。

このことについて、何かご意見等がありましたらお願いします。

○糸賀牛久市財政課長 シミュレーションはこれで説明を受けましたが、実際に規約で定める際に、どのように定めるのでしょうか。負担割合は規約で定めないと徴収できないと思います。規約でいったん定めると、これがずっと生きてくると思います。その定め方が、私は想定できませんでした。シミュレーションでは負担割合はできますが、では、規約で文字で表した場合どのようなになるのか。

○川崎事務局次長 我々もそこまでは検討していません。

○糸賀牛久市財政課長 それがなければ、これは机上の空論になってしまいます。3組合とも規約のなかで分担金の割合を決めていると思うんですね、人口割だったりとか。

先ほどの一般会計分をこのように割っていきますと文言整理したときに、どのようにするか想像できませんでした。

○川崎事務局次長 稲広組合は細かに分担金割合を設定していると思いますが、いかがですか。

○澁谷副分科会長 稲広は、議会の議決とするという規約になっています。その方法ができるかどうかは確認していませんが、毎年度、秋の議会の定例会で、次年度の負担割合について議決いただいています。

○糸賀牛久市財政課長 そうしてしまうと、例えば取手市さんが塵芥組合の一般会計は取りませんよと、牛久もそうですけれど、それが議会の議決をもって分からないところで決まる可能性はありませんか。最初の約束が反故にされて、じゃあ、こうやっていきますよと。

「議会の議決をもって」と定めると、今後変動があると思われそうですがいかがですか。

○澁谷副分科会長 稲敷広域ではそのようにしています。

○糸賀牛久市財政課長 そこは全部が同じ団体だからですが、今回は3組合が合併するわけですから、そこを決めておかないと、後々、聞いている話と違うということにはならないのでしょうか。

○澁谷副分科会長 その可能性はありますね。

○糸賀牛久市財政課長 スタートの時に藤井市長が言っていたように、「上がらないです」というものも、決して約束されたものにはならなくなってしまいます。

シミュレーションはいただいたので、こういうシミュレーションなんだなということは理解できます。人事の分科会もあれば、総務の法制の分科会もあります。

そこがちょっと分からなかったもので。

○荒井副分科会長 規約に文字で起こす場合の話も出ましたが、そこはシミュレーションどおりに決まるのかどうかもまだ未確定ですし、その辺は、随時、市町村課のほうとも協議をしながら。

○糸賀牛久市財政課長 そう言ってしまいますと、シミュレーションをここで話し合っても、結果的に変わる可能性はありませんか。

例えば、最初のスタートの令和5年はこうだったのが、令和6年、7年と経過していくにつれ、それが反故にされる確率は上がるわけです。まったくゼロじゃないじゃないですか。

○荒井副分科会長 ゼロではありませんね。

○糸賀牛久市財政課長 そうすると、今回の分科会の中では、最初にそのようなことがないようにとスタートしているわけです。

○木村龍ケ崎市財政課長補佐 そもそもシミュレーションは、全部の場合がマイナスというか、各市町村がマイナスになる。現在の予算の負担額が全市町村で落ちるようシミュレーションしています。そこがスタートになっています。

例えば、明確に均等割とか人口割のようにすると、今より負担が増えてしまうところが必ずあると思います。明文化できるような負担が増えないようなやり方があれば一番いいと思いますが、その辺が課題です。

増えるところはあっても止む無しという負担割合の作り方をするのか。一番良いのは、3つの一般経費が出てきたものに対して負担割合を決めるのが一番いいと思います。3組合に分けて現状になるべく近い形で負担割合を決めたやり方になっています。

ここを文字に起こしていく、規約の中にどう書いていくかというのが課題となりますが、それができなければ、また違うやり方を考えるしかないのかなと思います。

○糸賀牛久市財政課長 シミュレーションで試算していただいた考え方というのは説明のとおりだと思います。できればですが、先ほど龍ケ崎市さんも言っていたように、今後どうするかを後で提示していただければよいのかなと思います。

そうでないと、最終的にそれぞれの市町村は上がらないとしていると思いますが、経費がいろいろあるにしても、それは別に置いておいて。

令和4年度が令和5年度、令和6年度にいても上がらないとしているものは、こういった試算であると上がりませんとはっきり示せると思います。それを後でいただければというか、課題として検討していただければと思います。

○木村龍ケ崎市財政課長補佐 上がらないというのは、全部の構成団体が上がらないというこ

とでよいでしょうか。

○糸賀牛久市財政課長 最初の段階ではそういう話だったと思います。まずは、経費を削減するというのがスタートです。3組合が合併したことによって、経費が下がるから合併しますよと。下がらなければ合併する必要はありません。

特別会計は、その都度燃料高騰などありますので別ですが、下がるのが前提ならば、スタート年度自体では、一般管理費については3つの組合が合併するわけですから、必然的に入っていないところ、牛久市は塵芥には入っていないわけですから、その部分が試算で入ってくれば上がってしまいます。そういうことはないと思いますが。

それにプラスアルファで全体的な経費が圧縮できているのかというのが判断できません。

取手市さんは塵芥も稲広も入っていないですから、一般管理費的には稲広と塵芥を加えると全体の3分の2が一般管理費になってしまうので。

シミュレーションでは試算でこのようになっていますが、龍ヶ崎市さんが言ったように、人口割などを作ってその割合を適用したときに、牛久市と龍ヶ崎市さんは上がりました、他は下がりましたというになると、最初の話し合いとはちょっと違って来るのかなと思います。

経費を圧縮した後も、分配という形になってくると思います。

○木村龍ヶ崎市財政課長補佐 人口割とか均等割を採用すると、なかなかうまくいきませんでしたので、この案しかないなど。

○糸賀牛久市財政課長 このシミュレーション自体を否定するわけではありません。

誰がやっても同じように分配の割合を決めていくのが規約だと思います。この時の考え方はこうだったとか、考え方が年度ごとにねじ曲がってはいけません。そうすると本当にそれが制定できるのかなと疑問に思ったものですから。もしかしたらできるのかもしれませんが。ゼロではないと思います。

○川崎事務局次長 それを明文化するということですよ。

○糸賀牛久市財政課長 一般会計であると、塵芥組合の部分、衛生組合の部分、稲広組合の部分と、今後もずっと引きずられて計算する規定の仕方はあるのかなと。

○川崎事務局次長 経費が削減になるというのが前提となりますので。

○糸賀牛久市財政課長 地域手当の件もありますので、マイナスにはならないと思っていますが、少なくともスタートはマイナスになって。

明文化に、塵芥処理組合でもなく、稲敷広域でもなく、衛生組合でもないのに、負担割合の考え方として、それがずっと残るのかなと。特に一般会計ですからなおさらです。

○川崎事務局次長 できればお力添えをいただきながら、案を一緒に考えていただくことはできますでしょうか。

○糸賀牛久市財政課長 この点を法制分科会で検討いただくことは可能ですか。

○小杉分科会長 澁谷局長、法制分科会での検討のご提案をいただきましたが、いかがですか。

○澁谷副分科会長 文言で規定できるかは経験がありませんので、専門家に相談してみるとい

うことでよろしいでしょうか。法制分科会の前に、専門家に相談し、その後分科会へ諮ります。

○小杉分科会長 そのようにお願いします。次回の分科会での報告は間に合いませんよね。

○澁谷副分科会長 早目に対応しますが、次回報告できるかはお答えできません。

○小杉分科会長 確認次第の回答となります。

○糸賀牛久市財政課長 よろしくお願いします。

○荒井副分科会長 今、議題となっている点については、協議会のほうにも報告していきますが、10月7日に協議会を予定しています。その前に幹事会を9月27日に予定していますが、そこに財政・管財分科会も一緒に加わっていただいて、協議会前の最後の調整、まあ確認ですね、今の議題を含めた課題をご協議いただきたいと思います。

ですので、その前にもう一回、財政・管財分科会を開催して皆様のご理解を確認しながら、9月27日の幹事会、そして財政・管財分科会を迎えたいと思います。

議会の会期中ですが、日程的に可能な日があれば、本日以降に1日設けていただければと。その時にご提案できればと思います。日程調整は最後に行います。

○小杉分科会長 そのほか、何かございますか。

それではないようですので、次の項目に進みたいと思います。協議事項の(2)塵芥組合旧清掃工場費分担金について。説明願います。

○川崎事務局次長 資料5をご用意ください。

塵芥組合の旧清掃工場の分担金は、令和元年度から令和4年度までの間、財政調整基金を取り崩し、これを繰り入れて対応してきたため、構成4市町の龍ヶ崎市さん、利根町さん、河内町さん、牛久市さんへの分担金の請求は行っておりませんでした。

令和3年度末の基金残高が約1千100万円となりました。令和5年度からは、現在の基金での対応は難しいことから、従来どおり、4市町へ分担金をお願いすることになります。

なお、資料にある金額は令和4年度ベースでありますので、事業内容により、令和5年度においては増減が生じる可能性がございます。よろしくお願いいたします。

○小杉分科会長 ありがとうございます。資料5について、何かございますか。

ないようですので、次に進みたいと思います。協議事項、(3)職員給与費（消防職員）に係る分担金への影響額について。説明願います。

○川崎事務局次長 資料は6番、A3横長のものをご用意ください。

(3)職員給与費（消防職員）に係る分担金への影響額についてです。

地域手当の支給割合については、県の市町村課からの指導もいただき、3組合統合後に経過措置を経て、今後一本化することになります。

現在、稲広組合の職員、行政職、消防職とも地域手当支給割合は3%ですが、これを、今後、5%または6%に引き上げる検討を行っています。これに合わせて、衛生組合及び塵芥組合の職員は現在の9%から5%または6%に引き下げることになります。

地域手当支給割合の変更により、新組合の職員給与費に大きく影響を与えるのが、人数が最

も多い稲広組合の消防職員です。また、消防職員の年齢構成は若年層が多いと伺っております。定期昇給の幅も大きいため、職員給与費の増額が見込まれます。

これらの点を踏まえ、今回は消防職員の今後の職員給与費の推移とそれに係る分担金への影響を資料にまとめました。

資料の6ですが、2つのパターンに分け、試算しました。

1つめが、「①地域手当支給割合を段階的に引き上げた場合（令和7年度から2カ年で1%ずつ引き上げて、令和11年度で6%）」というものです。この場合、管理職手当は引き上げが始まる令和7年度以降、10%のカットを行います。

2つ目が、「②地域手当支給割合を段階的に引き上げた場合（令和7年度から12年度までが4%、令和13年度で5%）」というものです。この場合も、管理職手当は、引き上げが始まる令和7年度以降、10%カットを行います。①の場合と比較し、最終的な支給割合が5%と1%低く、かつ、経過措置の期間も長く設けております。

この2つの案に対し、現在の「支給割合3%、管理職手当のカットなし」を今後も継続した場合として比較しました。

1枚目の下には、①と③の比較、②と③を差し引いた比較をのせましたが、②のほうが上昇はなだらかになっています。

2枚目は、地域手当及び管理職手当を個別に見た場合です。1枚目は職員手当として一括りにしておりますので、職員手当の中でも地域手当と管理職手当を個別に見た場合の資料です。

地域手当については、支給割合を引き上げる年度に1千700万円前後大きく跳ね上がります。10年間で①の場合は、約5千200万円、②の場合は約3千600万円の増ですが、管理職手当の減額はどちらの場合も約200万円にとどまっています。

3枚目は、構成市町村の分担金の試算です。

表の一番下、③の3%のままとした場合でも、龍ヶ崎市さんの例で申し上げますと、10年間で約5千700万円、分担金が増となります。さらには、①の場合は約1千800万円、②の場合は約1千100万円、追加で増額となる見込みです。

以上が、消防職員の職員給与費の推移ですが、職員の年齢構成、地域手当、管理職手当などを踏まえて増大していくことが見込まれます。

これに対しまして、3組合統合・複合化の取組のなかで、構成市町村の首長さんや3組合の議会の議員の皆さんには、退職職員の不補充や行財政改革による予算削減も併せて行うことで、増となる職員給与費へ対応したい旨の説明をしております。次回の分科会にはこれらに関する試算資料もご提示していきたいと考えております。以上です。

○小杉分科会長 ありがとうございます。資料6について、何かございますか。

○大竹美浦村企画財政課長 ②の案はどのような経緯で出てきたのでしょうか。

○荒井副分科会長 配布した資料は、人件費の影響額ということで、今後10年間の人件費がざっくりですが、また、資料6の数字とはちょっと違っておりますが、入れさせていただきます。

います。

協議会に増額要因となる地域手当を6%で提示させていただきましたが、阿見町の町長さんからご指摘をいただきまして、5%とする前提で作成したものです。

この地域手当の理由ですが、格差が生じている3組合職員の地域手当を是正し、構成8市町村の財政の負担軽減に資するとともに、地域手当の支給対象外となっている構成市町村が4市町村存在すること、また、その4市町村に配置・勤務している消防職員が、令和3年度の数字ですが、全消防職員の約4割となっていることを考慮しまして、これまで龍ヶ崎市に準じる5級地、10%としていた新組合の地域手当を、支給対象となっている4市町村の中で最も低い支給割合となっている利根町さん、級地区分6級地、支給割合6%の地域手当を上限に、当分の間、5%の支給割合を適用するというので、これを前提に地域手当の10年間の影響額を出しております。

塵芥組合と衛生組合の28人の行政職職員の地域手当の推移ですが、1年目の令和5年度と2年目の令和6年度は現行どおりの9%で変わりません。3年目から2年に1%ずつ下げていって、9年目の令和13年度に5%ということで完成させます。それ以降は、ずっと5%でいくという前提です。それでいきますと、今後10年間で約3千200万円の減。

稲広組合の行政職職員7人と、消防職職員410人。前の幹部会議でお聞きしましたが、稲広組合で1%上げると2千400万円、影響額増ということです。それで試算すると、令和5年度、6年度は現行どおりで3%、3年目が令和6年度の人事院勧告を踏まえながらという前提になりますけれど、令和7年度から8年目の令和12年度までが4%、塵芥組合と衛生組合が9年目の令和13年度に5%になりますので、同じように稲広組合の行政職、消防職も令和13年度に5%にする。その流れで試算しております。10年間で2億4千万円の増です。これらを差し引くと10年間の累計、2億800万円の増となります。これが増額要因です。

減額要因としましては、当初から申し上げております議会費・総務費が831万円、議員、首長、監査委員、公平委員等の報酬です。10年間で8千313万円の減、これは計画にも記載してあります。

次に退職者の補充を行わない、ゼロです。10年間行わない。行政職5人と現業職3人、計画では行政職の分しか入っていませんが、実は現業職も3人の退職者が出るということで、これをプラスして2億5千800万円の減。ただ、定年退職の年齢が65歳まで上がることで暫定再任用ということで歳出増の部分が出てきます。差引1億6千700万円の減。

次に衛生組合と塵芥組合で行っている受付事務、衛生組合は令和4年度から直営に戻しました。塵芥組合の受付事務も民間委託をやめて直営にさせていただく前提で、単年度で1千万円、10年間で1億円の減。

次に管理職手当の10%削減。衛生組合と塵芥組合は既に10%削減を行っていますが、これを継続。稲広組合は満額支給となっていますが、稲広組合の地域手当が3%から4%に上がる令和7年度以降、10%の削減を行った場合、トータルで2千405万8千円の減。

増額要因は地域手当しか拾っていませんが、2億800万円の増。減額要因の計、3億7千418万8千円の減。最終的に差引、約1億6千618万円の削減効果ということでまとめたものです。

ご質問の地域手当の件は、先ほどの説明のとおりです。

○大竹美浦村企画財政課長 ありがとうございます。

○小杉分科会長 そのほか何かございますか。

○糸賀牛久市財政課長 この前の阿見町長さんの指摘の件で、地域手当は最終的にどのようになったのですか。

○荒井副分科会長 あの時増額要因の地域手当6%の部分だけしかお見せしませんでした。8市町村のうち半分の4市町村が地域手当の支給がないのに、なぜ一部事務組合のほうでは地域手当の支給割合を上げるのか、しかも、なぜ6%まで上げるのかと、増額となる数字を見て疑問を持たれたようです。

今回の協議会は10月開催ですが、先ほど説明した数字を整理し、細かに積み上げた資料を作成して、各市町村長さんへの説明を行い、理解を得られるよう努力をしながら、10月の協議会では統合のメリットを説明し、協議会としての了解を得たいと考えています。

○糸賀牛久市財政課長 細かな話になりますが、地域手当とか減の要因も入っていますが、通常の消防職員の人件費の増というのは一切ないのでしょうか。

○荒井副分科会長 現実には、4号給の昇給というのは毎年出てきます。

○糸賀牛久市財政課長 それにプラスして共済費とか退職手当負担金も上がってくると思います。

○荒井副分科会長 本日の資料にはその点が入っています。私の資料と置き換えて数字を出していく必要があります。私の資料は、1%の引き上げで単純に2千400万円としています。置き換えるしかない。

置き換えて計算しましたが、偶然かもしれませんが、私の計算では、消防職2億3千837万円という積み上げた数字が出てきました。これには、給料、地域手当を含む職員手当、共済費を見込んであります。

地域手当しか見ていない2億4千万円でしたが、結果的にはほぼ近い数字になっています。

○糸賀牛久市財政課長 そうであれば、この影響額のところにそこが入ってもいいのかなと思います。

○荒井副分科会長 ですから、それを置き換えます。

○糸賀牛久市財政課長 そうですね。

稲広もそうですが、衛生や塵芥も全体的な人件費のスライドで上がる分も加味して、最終的にどうなるのかという資料になるのですね。

○荒井副分科会長 そこまで求められると思っています。それは作成していきたいと思います。

○糸賀牛久市財政課長 分かりました。

○海老原取手市財政課長 例えば、各特別会計の予算になると思いますが、このシミュレーシ

ョンでは減要因ということで示していただいていますますが、該当しない特別会計というのもありますよね。衛生組合で減額した分が、消防の組合の増要因を抑えたりというようなことはありませんよね。全体の話ですよね。大枠でこういう話ということですよ。

○荒井副分科会長 全体です。

○海老原取手市財政課長 各特別会計に分けると、ばらつきが出ますよね。

○荒井副分科会長 出ます。

○海老原取手市財政課長 みんなが下がるということではないですよ。

○荒井副分科会長 同じ割合で下がるということではないと思います。

○大竹美浦村企画財政課長 当初の計画では、10年間で3億2千300万円削減できるということでスタートしたと思いますが、この辺について管理者から削減割合が少なくなることについて意見とかはなかったのでしょうか。

○荒井副分科会長 細かな点は出ませんでした。

○大竹美浦村企画財政課長 トータルで下がればいいということですか。

○荒井副分科会長 そうですね。具体的な内訳までについてはありませんでした。

当初の計画では、消防職の地域手当支給割合はずっと3%で想定していました。最初から県の市町村課に尋ねればよかったのですが、私どもの判断で、給料は行政職と消防職で違うことから、同様に地域手当についても別々の支給割合で問題はないのではと認識していました。

消防職は3%のまま、行政職7人が該当しますが9%に引き上げるということで進めていました。しかし、市町村課からは一つの組合になったら、行政職と消防職はいずれは一つの支給割合にならないといけないという見解をいただきました。最初の計画と今の説明と違うと阿見町長さんからもご指摘をいただいていますますが、途中で人件費の数字が違ってきた理由です。

○糸賀牛久市財政課長 議員数はまだ決定していないとのことでしたが、いつ頃、各市町村議会で話し合われるのでしょうか。

牛久市議会は、閉会日に説明に来ていただけると聞いています。

○澁谷副分科会長 3組合の全員協議会での話し合いは進んでいません。今後、3組合の全員協議会で一つの案をもとに議論するという事になっています。

各市町村議会が開会となりますが、会期の末頃になってしましますが、来月、3組合の全員協議会を行います。

新組合の規約には、各市町村の議員数を明記しますので、早めに対応する必要がありますが、10月7日の協議会までに間に合わないかもしれません。

○荒井副分科会長 9月の28日と29日に、議題を議員定数に絞った3組合の全員協議会を行う予定です。正副議長と事務局により検討した案を提示して行います。案は3組合とも同じ内容にします。

○大竹美浦村企画財政課長 今日の地域手当に関する資料はどうしますか。

○澁谷副分科会長 消防職の地域手当は3%ということでスタートしているので、理解いただくのが難しいかもしれません。

○荒井副分科会長 私の資料も数字を入れ直したもので、首長さんへの説明を行い、10月の協議会を迎えたいと思います。

○澁谷副分科会長 先ほどの規約の件で、各市町村で法制執務に詳しい職員の方がいましたらご紹介ください。出向きましてご教示いただきたいと思います。

規約でどのように文言にしていくなか、できない場合は別の方策も考えなくてはなりません。稲広では㈱ぎょうせいと例規の整備を行っております。業者にも確認しますが、行政職員の視点で、どう規約に盛り込んで、どう運用するかを整理していきたいと思います。よろしく願います。

○小杉分科会長 そのほか何かございますか。

それではないようですので、次の協議事項に移ります。(4)令和4年度対応事項に係る予算について。資料7についてです。説明願います。

○川崎事務局次長 資料7をご用意ください。

令和4年度予算で対応すべき事項の進捗状況です。4点ございます。

まず、アの例規集データ整備支援業務です。こちらは、契約済みとなっています。契約額は、税込で682万円、契約の相手方は㈱ぎょうせい関東支社、履行期間は7月25日から年明け3月24日までとなっています。稲広組合の補正予算で対応いただいています。その後3組合での負担となります。

イの財務会計システム3組合統合作業業務ですが、現在、3組合で使用している内田洋行の財務会計システムを1つのシステムに統合するものです。現在は見積の徴取段階ですが、見積額は税込で198万円となっております。

最後に、ウのインターネット環境整備業務及びエの電話回線整備業務は、業者に見積依頼中です。ウのインターネット環境整備業務は、龍ヶ崎市の㈱ニューライフ、エの電話回線整備業務は日本電気、NECの茨城支店と日興通信㈱東京支社に見積を依頼しているところで、金額は出ておりません。説明は以上です。

○小杉分科会長 資料7について何かございますか。

では、(5)のその他についてです。何かございますか。

○荒井副分科会長 財政・管財分科会ですが、先ほどもお話ししたとおり、いただいた課題を整理のうえ、議会の会期中ですが開催したいと思います、いかがですか。

9月27日の前に開催できればと思います。財政・管財分科会で課題を整理し、その後、幹事会で協議会へ諮る内容を確定させたいと思います。9月12日から16日の間で設定できればと思います。

(各市町村の日程を調整する。)

○小杉分科会長 第4回財政・管財分科会は、9月16日の金曜日、午後2時から、会場は同

じということですのでよろしくお願いいたします。

それでは、すべての協議が終了しましたので、第3回財政・管財分科会を閉会とします。ありがとうございました。

午後3時05分